

よくあるお問い合わせ（Q & A）

Q 近隣で戸建て住宅の建築工事が行われていますが、明らかに大きな戸建て住宅を建設しているようです。これが違法建築物かどうか確認していただけますか？

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。
建築基準法等に違反していることが確認された場合、工事業者等に対して指導や適切な対応を行います。

ただし、建築物に対する制限の緩和が適用されている場合などが確認された際には、合法建築物となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 近隣の建築物が酷く破損していて危険な状態です。対応していただけないでしょうか？

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。
確認後、必要に応じて建物所有者等に対して指導や改善を求める対応を行います。
ただし、建築物の建物所有者等が不明な場合など、対応に時間がかかる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 工事業者が頼んだとおりに仕上げてくれません。どうすれば良いのでしょうか？

A この件については、民事上の問題であるため、区は指導や介入を行うことができません。まずは当事者間で話し合いによって解決していただくこととなります。民事上の問題に関するご相談は、区民相談室が窓口となっておりますのでご利用ください。
(区役所 2 階 03-5654-8612 ～ 8615)

《区民相談のご案内》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005539/1005700.html>

Q 隣地の建築物が敷地境界線からのギリギリに建設されており、困っています。

A 建築基準法には、隣地境界線から建築物までの距離に関する具体的な規定はありません。そのため、建築基準法に適合していれば、建築基準法上の問題はありません。

しかし、民法第 234 条では「建物を築造するには、境界線から 50cm 以上の距離を保たなければならない」と定められています。このため、隣地の建築物がこの規定に違反している場合は、民事上の問題であるため、区は指導や介入を行うことができません。まずは当事者間で話し合いによって解決していただくこととなります。民事上の問題に関するご相談は、区民相談室が窓口となっておりますのでご利用ください。

(区役所 2 階 03-5654-8612 ～ 8615)

《区民相談のご案内》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005539/1005700.html>

Q 隣に建築物が建設され、自宅が日影になって困っています。

A 建築基準法には、斜線制限や日影規制が定められています。これらの規定は、建築物の高さや形状を制限することで、周辺環境への影響を最小限に抑えることを目的としています。そのため、建築基準法に適合していれば、建築基準法上の問題はありませ

せん。
しかし、日照権に関する問題は、民事上の問題であるため、区は指導や介入を行うことができません。まずは当事者間で話し合いによって解決していただくこととなります。民事上の問題に関するご相談は、区民相談室が窓口となっておりますのでご利用ください。(区役所2階 03-5654-8612 ~ 8615)

《区民相談のご案内》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005539/1005700.html>

Q 隣宅との境界や塀のことで相談したいのですが、どうすれば良いのでしょうか？

A この件については、民事上の問題であるため、区は指導や介入を行うことができません。まずは当事者間で話し合いによって解決していただくこととなります。民事上の問題に関するご相談は、区民相談室が窓口となっておりますのでご利用ください。(区役所2階 03-5654-8612 ~ 8615)

《区民相談のご案内》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005539/1005700.html>

Q 近所で建設工事(解体工事)が行われていますが、道路に工事車両が路上駐車しており通行の妨げになって困っています。

A **【私道の場合】**

私道は私有財産であるため、区は指導や介入を行うことができません。まずは当事者間で話し合いによって解決していただくこととなります。民事上の問題に関するご相談は、区民相談室が窓口となっておりますのでご利用ください。(区役所2階 03-5654-8612 ~ 8615)

また、管轄地域の警察署にもご相談いただくことをお勧めいたします。

《区民相談のご案内》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005539/1005700.html>

【公道の場合】

建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。

確認後、必要に応じて工事業者等に対して指導や改善を求める対応を行います。

また、改善が見られない場合は、管轄地域の警察署にもご相談いただくことをお勧めいたします。

Q 建設工事（解体工事）の足場が道路に出て組み立てられています。許可の掲示が見当たりません。

A 国道の場合は国道事務所 亀有出張所、都道の場合は東京都第五建設事務所 管理課 占用担当、区道の場合は道路管理課 占用観察係へお問い合わせください。（区役所 3 階 03-5654-7861）

また、管轄地域の警察署にもお問い合わせください。

国道事務所 亀有出張所

【住所】新宿 4-21-1 【電話】03-3600-5541

東京都第五建設事務所 管理課 占用担当

【住所】東新小岩 1-14-11 【電話】03-3692-4364

《道路について よくある質問》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/faq/1007667/1009126/1009188.html>

Q 近所で建設工事（解体工事）が行われていますが、建築確認看板等が掲示されていません。

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。

建築基準法に基づく確認済みであることを示す表示板等（解体工事の場合、建設業法で定められている表示板等）が掲示されていないことが確認できた場合は、工事業者等に対して指導や適切な対応を行います。

Q 近所で建設工事（解体工事）が行われていますが、安全対策が十分に行われておらず、危険な状況です。対応していただけないでしょうか？

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。

確認後、必要に応じて工事業者等に対して指導や改善を求める対応を行います。

また、工事現場周辺において、飛散防止や危害防止の措置が講じられているかどうかを隣地の境界との距離なども考慮して確認します。ただし、仮囲いについては、木造の建築物で高さが 13m 又は軒の高さが 9m を超えるもの、あるいは木造以外の建築物で 2 階以上の階数を有する場合に設置が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

Q 近所で狭あい道路に接する敷地で住宅を建設中ですが、門や塀などはセットバックをしなくて良いのでしょうか？

A この件については、所管の住環境整備課 細街路整備係にお問い合わせください。（区役所 3 階 03-5654-8350）

《細街路の拡幅整備》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1030242/1003613/1003718.html>

Q 近所で建設工事（解体工事）が事前の挨拶もなく始まりました。常識がないのではないのでしょうか？

A 建設工事（解体工事）において、事前の挨拶は法律上の義務ではありません。

ただし、建築物等の解体等工事及びアスベスト除去等工事に係る計画については、種類及び規模に応じて事前周知が求められる場合があります。所管の環境課 公害対策相談係にお問い合わせください。（区役所 4 階 03-5654-8238）

《建築物等の解体等工事に係る計画の事前周知について》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003884/1003961.html>

Q 日曜日にも建設工事（解体工事）が行われています。それ以外の日は、朝早くから夜遅くまで工事が続いています。何か規制はないのでしょうか？

A 作業時間や日曜日の工事に関して、特に一般的な規制はありません。

ただし、特定建設作業（著しい騒音や振動を発生させる機械を使用する作業）に該当する場合は、作業時間や日曜・祭日に関する規制が適用されることがあります。特定建設作業に伴う騒音や振動についての詳細は、所管の環境課 公害対策相談係にお問い合わせください。（区役所 4 階 03-5654-8238）

《特定建設作業実施届出》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003884/1003960.html>

Q 近所で建設工事（解体工事）が行われていますが、工事の騒音・振動がひどく、迷惑を受けています。

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。

確認後、必要に応じて工事業者等に対して指導や改善を求める対応を行います。

ただし、工事においては、足場の組立・解体や釘を金づちで叩く音など、騒音や振動が発生することが一般的です。そのため、これらを完全にゼロにすることは難しく、防音シート等の設置については法令等での義務付けがないことをあらかじめご了承ください。特定建設作業（著しい騒音や振動を発生させる機械を使用する作業）に伴う騒音や振動についての詳細は、所管の環境課 公害対策相談係にお問い合わせください。（区役所 4 階 03-5654-8238）

《特定建設作業実施届出》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003884/1003960.html>

Q 近所で建設工事（解体工事）が行われていますが、工事現場から出るゴミやホコリによって、迷惑を受けています。

A 建築物の住所などをお知らせください。現地を確認し、状況を把握いたします。
確認後、必要に応じて工事業者等に対して改善の協力を求める対応を行います。
ただし、工事においては、騒音や振動と同様にゴミやホコリも発生することが一般的です。そのため、これらを完全にゼロにすることは難しく、散水やシートの敷設等の粉塵の飛散防止対策については法令等での義務付けがないことをあらかじめご了承ください。

Q 近所で解体工事が突然始まり、騒音・振動がひどく、迷惑を受けています。

A 解体工事における騒音・振動については、所管の環境課 公害対策相談係にお問い合わせください。（区役所 4 階 03-5654-8238）

《公害について よくある質問》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/faq/1030270/1007670/1009394/1009424.html>

Q 民泊について相談したいのですが？

A 民泊についての相談は、所管の生活衛生課 環境衛生担当係にお問合せください。

【場所】保健所（青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内）

【電話】03-3602-1242

《住宅宿泊事業（民泊）について》

<https://www.city.katsushika.lg.jp/online/1007359/1030292/1007374/1007411/1039684.html>

葛飾区役所 建築課 計画指導係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1（3 階） 電話番号 03-5654-8355